別紙

諮問第１８３８号

答　　申

１　審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

２　審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第５号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が令和７年５月23日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

３　審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「入居届」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例７条２号に該当することを理由として、本件不開示決定を行った。

４　審査会の判断

（１）審議の経過

本件審査請求については、令和７年９月22日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和７年11月28日に実施機関から理由説明書を収受し、令和８年７月27日（第269回第一部会）及び同年９月28日（第270回第一部会）の２回、審議を行った。

（２）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア　都営住宅の入居届について

東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号。以下「規則」という。）15条１項では、一般都営住宅の使用者は、使用開始の日から30日以内に、規則で定められた様式（別記第10号様式）による入居届を知事に提出しなければならないとされている。

イ　本件不開示決定の妥当性について

審査請求人は、都営住宅においては、入居と同時に入居者に共益費の支払義務が発生し、その徴収は自治会が行うことができるところ、開示請求対象の各入居者は共益費が累積滞納となっており、他の入居者との関係で共益費に係る負担の公平性が損なわれ、社会的公正に反することから、本件開示請求は条例７条２号ただし書ロに該当し開示されるべきである旨主張する。

実施機関は、条例に基づく開示請求制度は何人に対しても等しく開示をするものであるから、本件対象公文書を公にすることにより審査請求人が利益を受け得るとしても、この点だけをもって条例７条２号ただし書ロ該当性を認めることはできない旨説明する。

審査会が検討するに、本件対象公文書には、都営住宅の使用者の氏名、電話番号、勤務先、使用許可を受けた都営住宅の種類、名称・番号、使用許可日、世帯の構成、使用料及び共益費の免除に関する情報、東京都住宅供給公社の職員の印影及び当該公文書の収受日が含まれる収受印（以下、これらを一括して「本件不開示情報」という。）が記載されている。本件対象公文書は使用者ごとに作成されていること、本件に係る東京都住宅供給公社の職員の氏名は東京都職員名簿等により公にされていないこと及び入居届は使用開始の日から30日以内に知事へ提出する必要がある書類であり、収受日を公にすることで入居時期を推察することができることからすると、本件不開示情報はいずれも条例７条２号本文前段に規定する「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

また、審査請求人は本件開示請求の趣旨、目的及び事情を別表のとおり主張するが、公文書開示制度においては開示請求者の属性は開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではなく、条例７条２号ただし書ロに該当するか否かは、あくまで一般的、客観的観点から判断すべきであるところ、本件不開示情報は同号ただし書ロに該当するとは

認められない。さらに、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハにも該当しない。

なお、本件不開示情報に係る部分を区分して除き、様式名や各記載欄の見出し等の情報を開示することとしても、入居届は規則に定められている様式であり、インターネット上で閲覧可能なものと認められることから、開示される部分に記録されている情報は公表情報のみとなるため、開示請求の趣旨にかなうものとは解されず、条例８条１項に規定する一部開示を行うべき場合に該当するものとは認められない。

また、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

倉吉　敬、安藤　広人、中村　晶子、松前　恵環

別表　本件開示請求

都営〇〇アパートに入居しているが、同アパート住人で構成する当自治会（権利能力なき社団）に氏名及び、入居日の届出をするよう求めるも明らかにしない入居者について、氏名・入居日の記された文書の開示を求めるものです。

都営住宅に入居許可を受けた者は、入居と同時にそこに居住する住人の共通の利益のために支弁する費用（共益費）の支払義務（所謂抽象的支払義務）が発生します。

自治会等の組織が存在する場合は、住人の便宜上当該団体が共益費を徴収することができるとされています。

氏名不詳の下記５名は入居以来共益費の支払いは無く、入居許可を受けた者の特定が出来ず、入居日も正確に把握できないことから、正しい内容に基づく請求書（支払通知書等）の送付も出来ず、具体的支払義務は確定していない。

共益費は、全住人が公平に負担すべきもので、負担無くして利益を享受することは他の住人の財産権の侵害にあたり公平性の見地から容認できず、当該事実に基づく開示請求は公益性との比較において一般的な個人情報の保護法益を超えると言える。

正確な入居者情報を把握しているのは、入居許可を出している東京都知事のみである。

本件開示請求は東京都情報公開条例７条第２号ロに該当すると判断され、ここに以下の者についての氏名及び、入居届日の記載された文書の開示を請求する。

＜開示請求の対象者＞

１　住所　東京都〇〇区〇丁目〇番〇号
　　都営〇〇アパート〇号室の入居許可を受けた者

２　住所　東京都〇〇区〇丁目〇番〇号
　　都営〇〇アパート〇号室の入居許可を受けた者

３　住所　東京都〇〇区〇丁目〇番〇号
　　都営〇〇アパート〇号室の入居許可を受けた者

４　住所　東京都〇〇区〇丁目〇番〇号
　　都営〇〇アパート〇号室の入居許可を受けた者

５　住所　東京都〇〇区〇丁目〇番〇号
　　都営〇〇アパート〇号室の入居許可を受けた者